



Title	1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」に係る調査の関連文書No.1( 11   外務省外交史料館レファレンス番号 : H221859 )
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5   公開日 : 平成22年12月22日   外務省外交史料館管理番号 : 2010-6439   CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

C

C



安保条約改正に関する件

昭三三・八・二五

(長官)

一 交換公文案

一 協定  
二 大凡  
三 大凡  
四 大凡  
五 大凡

(1) 本件は、国会の承認を要する改正ではない。「安保条約と国連憲章との関係に関する交換公文」(昭三二・九・一四)の例にならい双方合意するものである。

(2) 内容

- (1) 米軍の日本における配備使用は日本の安全維持に協力するため自衛隊のそれと緊密に調整されるものとする。
- (2) 米軍の極東使用に際し、実行可能な限り事前に日本と協議

極	秘
5	5

すること及び日本の事前の同意がある場合に限り米軍は日本におけるその施設区域を作戦行動の基地として使用することができるものとする。

(2) 核兵器は日本の事前の同意なくしては日本に持ち込まないものとする。

二 改正案

(1) 従来の安保条約を廃止し新条約を締結せんとするものである。

(2) 内容

- (1) 米は最小限度必要とする兵力を日本に配備する。
- (2) 日本に対する武力攻撃、あるいは、この武力攻撃を含む平和の破壊又は侵略行為が極東に生じたとき、日本は日本国及び

ひその周辺において一切の自衛力を用いて攻撃の排除に努め、米軍の行動に一切の便宜を供与する。米軍も日本と協力して攻撃の排除にあたる。

(イ) 日本に対する武力攻撃を含むことなく、極東における平和の破壊又は侵略行為が発生したときは日米両国は直ちに協同する。

(ロ) 期間、五年

三 本件は臨時国会との関係あり交換公文案をとる場合は時期的に右国会前を目途とすること適当ならずや、また改正案にて進む場合は臨時国会に備え別に核兵器問題等に関し必要最小限度の措置を講じおく必要なきやの問題がある。